

農林水産省同時発表

平成24年7月6日

商品先物取引業者に対する行政処分

経済産業省及び農林水産省は、本日、商品先物取引法（昭和25年法律第239号。以下「法」という。）に基づく商品先物取引業者である岡地株式会社（本社：愛知県名古屋市）に対し、法第232条第1項の規定に基づき、商品先物取引業の運営の改善に必要な措置をとることを命じましたのでお知らせいたします。

1. 処分対象

岡地株式会社（本社：愛知県名古屋市）

2. 処分内容

法第232条第1項の規定に基づく業務改善命令

商品先物取引業の運営の改善のため、以下の措置を速やかに講ずること。

- （1）外務員による委託者資産の着服が発生したことに関し、その経緯及び原因を踏まえ、業務監査の実施等再発防止措置を講ずること。
- （2）法令遵守の徹底を図ること。

3. 処分理由

法第232条第1項の規定に該当する事実

外務員による委託者印鑑登録票の偽造及び委託者資産の着服があったことが確認されたことから、再発防止及び法令遵守の徹底に向けた業務改善の必要があると認められたこと。

(本発表資料のお問い合わせ先)

農林水産省食料産業局商品取引グループ

担当者：参鍋、萩原

電話：03-3502-8111（内線：4170）

03-3502-5754（直通）

経済産業省商務情報政策局商取引監督課長 苗村 公嗣

担当者：笠井、畠山

電話：03-3501-1511（内線：4201）

03-3501-5895（直通）

(関係会社との個々の取引に関するお問い合わせ先)

農林水産省商品取引相談窓口

電話：03-3502-8111（内線：4170）

経済産業省商品取引相談窓口

電話：03-3501-1511（内線：4217～8）